

議案第 73 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 11 月 16 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

大涌谷の火山活動の影響を受け、観光産業を基幹とする当町の経済状況が衰微し、歳入の著しい減少が見込まれることから、特別職が自ら率先して身を削る必要があるとの判断により、平成 27 年 12 月の期末手当の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項中「及び同年 12 月」を削り、附則に次の 1 項を加える。

（平成 27 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 11 平成 27 年 12 月の期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあってはその 100 分の 70 に相当する額を、副町長にあってはその 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。